



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日
(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 救急病院の告示（保健医療政策課） 1
- 市営土地改良事業に係る換地計画認可申請の適当の決定（村づくり計画課） 1
- 公共測量の実施の終了の通知（道路管理課） 2
- 県営都市公園の利用料金の承認・6件（都市計画・モノレール課） 2

公 告

- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請（消費・くらし安全課） 5
- 開発行為に関する工事の完了・2件（建築指導課） 6

訓 令

- 沖縄県介護サービス事業者等指導・支援員設置規程の一部を改正する訓令（高齢者福祉介護課） 6

正 誤

- 平成23年 3月22日付け公報定期第3937号中訂正 7

告 示

沖縄県告示第233号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条に規定する救急病院である。

平成27年 4月 7日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

病院の名称	病院の所在地	病院の開設者	救急病院認定日	認定有効期限
沖縄県立南部医療センター・こども医療センター	南風原町字新川118番地1	沖縄県	平成27年 4月 1日	平成30年 3月31日
南部病院	糸満市字真栄里870番地	社会医療法人友愛会	平成27年 4月 1日	平成30年 3月31日

沖縄県告示第234号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第52条の2第1項の規定により、宮古島市長から申請のあった宮古島市下南東地区（農山漁村活性化対策事業）の換地計画について、平成27年 3月30日その申請を適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成27年 4月 7日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 縦覧に供する書類 換地計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間 平成27年 4月 8日から同年 5月11日まで
- 3 縦覧に供する場所 宮古島市役所
- 4 その他 この告示に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内

に知事に申し出ることができる。

沖縄県告示第235号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、沖縄総合事務局北部ダム統合管理事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

平成27年4月7日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 公共測量を実施した地域 国頭村
- 2 公共測量を実施した期間 平成26年12月17日から平成27年3月16日まで
- 3 作業種類 公共測量（水準測量）

沖縄県告示第236号

沖縄県都市公園条例（昭和52年沖縄県条例第41号）第25条第3項の規定により、次のとおり名護中央公園の利用料金を承認した。

平成27年4月7日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 施設の名称 名護中央公園
- 2 指定管理者 西原町字小波津357番地1 沖縄県緑化種苗協同組合
- 3 利用料金の適用年月日 平成27年4月1日
- 4 利用料金の額

行為の制限に係る利用料金の額

種別	単位	利用料金の額
物品の販売その他これに類する行為を行う場合	1日につき	260円
業として写真を撮影する場合	1日につき	430円
業として映画を撮影する場合	1日につき	9,740円
興業を行う場合	1日100平方メートルにつき	250円
競技会、展示会、博覧会、集会その他これらに類する催しを行う場合	1日100平方メートルにつき	250円

備考 利用面積が100平方メートルに満たない場合には、その満たない利用面積については、100平方メートルとして計算する。

沖縄県告示第237号

沖縄県都市公園条例（昭和52年沖縄県条例第41号）第25条第3項の規定により、次のとおり首里城公園の利用料金を承認した。

平成27年4月7日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 施設の名称 首里城公園
- 2 指定管理者 本部町字石川888番地 一般財団法人沖縄美ら島財団
- 3 利用料金の適用年月日 平成27年4月1日
- 4 利用料金の額

(1) 行為の制限に係る利用料金の額

種別	単位	利用料金の額
物品の販売その他これに類する行為を行う場合	1日につき	260円

業として写真を撮影する場合	1日につき	430円
業として映画を撮影する場合	1日につき	9,740円
興業を行う場合	1日100平方メートルにつき	250円
競技会、展示会、博覧会、集会その他これらに類する催しを行う場合	1日100平方メートルにつき	250円

備考 利用面積が100平方メートルに満たない場合には、その満たない利用面積については、100平方メートルとして計算する。

(2) 駐車場

区分	利用料金の額
大型車	1台1回につき960円 回数券11回分9,600円
小型車	1台1回につき320円 回数券11回分3,200円

- (注) 1 「大型車」とは、利用定員が30人以上のバス及び最大積載量4トン以上のトラックをいう。
2 「小型車」とは、利用定員が30人未満のバス、乗用車、軽自動車及び最大積載量4トン未満のトラックをいう。

沖縄県告示第238号

沖縄県都市公園条例（昭和52年沖縄県条例第41号）第25条第3項の規定により、次のとおり奥武山公園の利用料金を承認した。

平成27年4月7日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 施設の名称 奥武山公園
- 2 指定管理者 那覇市山下町28番29号奥武山アパート106号 株式会社トラステック
- 3 利用料金の適用年月日 平成27年4月1日
- 4 利用料金の額
行為の制限に係る利用料金の額

種別	単位	利用料金の額
物品の販売その他これに類する行為を行う場合	1日につき	260円
業として写真を撮影する場合	1日につき	430円
業として映画を撮影する場合	1日につき	9,740円
興業を行う場合	1日100平方メートルにつき	250円
競技会、展示会、博覧会、集会その他これらに類する催しを行う場合	1日100平方メートルにつき	250円

備考 利用面積が100平方メートルに満たない場合には、その満たない利用面積については、100平方メートルとして計算する。

沖縄県告示第239号

沖縄県都市公園条例（昭和52年沖縄県条例第41号）第25条第3項の規定により、次のとおり海軍壕公園の利用料金を承認した。

平成27年4月7日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 施設の名称 海軍壕公園
- 2 指定管理者 那覇市字小禄1831番地1 一般財団法人沖縄観光コンベンションビューロー
- 3 利用料金の適用年月日 平成27年4月1日
- 4 利用料金の額
行為の制限に係る利用料金の額

種別	単位	利用料金の額
物品の販売その他これに類する行為を行う場合	1日につき	260円
業として写真を撮影する場合	1日につき	430円
業として映画を撮影する場合	1日につき	9,740円
興業を行う場合	1日100平方メートルにつき	250円
競技会、展示会、博覧会、集会その他これらに類する催しを行う場合	1日100平方メートルにつき	250円

備考 利用面積が100平方メートルに満たない場合には、その満たない利用面積については、100平方メートルとして計算する。

沖縄県告示第240号

沖縄県都市公園条例（昭和52年沖縄県条例第41号）第25条第3項の規定により、次のとおり平和祈念公園の利用料金を承認した。

平成27年4月7日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 施設の名称 平和祈念公園
- 2 指定管理者 糸満市字摩文仁444番地 公益財団法人沖縄県平和祈念財団
- 3 利用料金の適用年月日 平成27年4月1日
- 4 利用料金の額
行為の制限に係る利用料金の額

種別	単位	利用料金の額
物品の販売その他これに類する行為を行う場合	1日につき	260円
業として写真を撮影する場合	1日につき	430円
業として映画を撮影する場合	1日につき	9,740円
興業を行う場合	1日100平方メートルにつき	250円
競技会、展示会、博覧会、集会その他これらに類する催しを行う場合	1日100平方メートルにつき	250円

備考 利用面積が100平方メートルに満たない場合には、その満たない利用面積については、100平方メートルとして計算する。

沖縄県告示第241号

沖縄県都市公園条例（昭和52年沖縄県条例第41号）第25条第3項の規定により、次のとおりバナナ公園の利用料金を承認した。

平成27年4月7日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 施設の名称 バナナ公園

2 指定管理者 西原町字小波津357番地1 沖縄県緑化種苗協同組合

3 利用料金の適用年月日 平成27年4月1日

4 利用料金の額

(1) 行為の制限に係る利用料金の額

種別	単位	利用料金の額
物品の販売その他これに類する行為を行う場合	1日につき	260円
業として写真を撮影する場合	1日につき	430円
業として映画を撮影する場合	1日につき	9,740円
興業を行う場合	1日100平方メートルにつき	250円
競技会、展示会、博覧会、集会その他これらに類する催しを行う場合	1日100平方メートルにつき	250円

備考 利用面積が100平方メートルに満たない場合には、その満たない利用面積については、100平方メートルとして計算する。

(2) 多目的お祭り広場

区分			利用料金の額				備考
			9時～ 13時	13時～ 17時	9時～ 17時	時間外（1 時間につき）	
グラウンド	入場料を徴収しない場合	一般・学生	1,770円	1,770円	3,540円	510円	利用面積が2分の1以下の場合の利用料金の額は、当該利用料金の額の2分の1の額とする。
		児童・生徒	880円	880円	1,760円	250円	
	入場料を徴収する場合	入場料を徴収しない場合の一般・学生又は児童・生徒の区分及び時間の区分に応じた利用料金の額に、徴収する最も高い入場料の額に100を乗じて得た額を加算した額					
照明設備	全点灯	1時間につき		450円			
	2分の1点灯	1時間につき		220円			
	4分の1点灯	1時間につき		110円			

(注) 1 「時間外」とは、9時前又は17時後に有料公園施設等を利用する場合をいう。

2 「幼児」とは、満3歳から小学校就学の始期に達するまでの者をいう。

3 「児童・生徒」とは小学校の児童並びに中学校及び高等学校の生徒その他これらに準ずる者をいい、「一般・学生」とはそれ以外の者（3歳未満の者及び幼児を除く。）をいう。

4 「入場料」とは、入場料、整理料その他名義のいかんを問わず、入場者から徴収する入場の対価をいう。

備考 次の者からは利用料金を徴収しない。

1 3歳未満の者

2 幼児

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県子ども生活福祉部消費・くらし安全課において、平成27年5月26日まで縦覧に

供する。

平成27年4月7日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 申請のあった年月日 平成27年3月27日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人友志企画
- 3 代表者の氏名 仲原英次
- 4 主たる事務所の所在地 沖縄県沖縄市山内三丁目4番8号2F
- 5 定款に記載された目的 この法人は、地域住民及びお年寄り、障がい者、子供達に対して、共同で行う開催事業や交流事業、スポーツ大会事業のサポート及び地域の清掃・環境美化活動などを行い住民参加と相互扶助の精神に基づき地域社会に根ざしたサービスを提供し、一般市民に対しての就労支援活動を通し、すべての人々が健康で文化的な暮らしができる地域社会づくりと社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成27年4月7日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成25年3月6日 沖縄県指令土第247号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 八重瀬町字外間13番3
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 与那原町字東浜93番地の1 Sopla blisa805 中村謙太
- 5 検査済証番号 平成27年3月24日 第4195号
- 6 工事完了年月日 平成27年3月9日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成27年4月7日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成25年6月7日 沖縄県指令土第786号、平成26年2月17日 沖縄県指令土第92号（変更）、平成26年8月20日 沖縄県指令土第967号（変更）、平成27年3月18日 沖縄県指令土第420号（変更）、平成27年3月25日 沖縄県指令土第464号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 名護市字名護4607番1ほか2筆（4工区）
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 名護市港一丁目1番1号 名護市長 稲嶺進
- 5 検査済証番号 平成27年3月25日 第4196号
- 6 工事完了年月日 平成27年3月19日

訓 令

沖縄県訓令第43号

子ども生活福祉部

沖縄県介護サービス事業者等指導・支援員設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成27年4月7日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県介護サービス事業者等指導・支援員設置規程の一部を改正する訓令

沖縄県介護サービス事業者等指導・支援員設置規程（平成26年沖縄県訓令第70号）の一部を次のように改正する。

第3条中「子ども生活福祉部高齢者福祉介護課長」の次に「、中部福祉保健所長又は南部福祉保健所長」を加え、「以下「高齢者福祉介護課長」」を「以下「所属長」」に改め、同条第6号中「高齢者福祉介護課長」を「所属長」に改める。

第6条第1項中「高齢者福祉介護課」の次に「、中部福祉保健所又は南部福祉保健所」を加え、同条第2項中「高齢者福祉介護課長」を「所属長」に改める。

附 則

この訓令は、平成27年4月7日から施行する。

正 誤

平成23年3月22日付け公報定期第3937号掲載の「道路の区域の変更（沖縄県告示第178号）」中次のとおり誤り。

ページ	行	誤	正
7	下から9	宮古島市平良字西仲宗根648番5	宮古島市平良字荷川取252番3
7	下から8	690.0m	554.1m
7	下から7	宮古島市平良字東仲宗根376番1	宮古島市平良字東仲宗根300番1

発 行 所
沖 縄 県 総 務 部
総務私学課
電話番号 098-866-2074

印 刷 所 株式会社 ちとせ印刷
〒901-2131 浦添市牧港二丁目1番5号